資料２－２

第１２８回東海市長会通常総会

決　議　（案）

令和元年５月１６日

東　海　市　長　会

決議案第１号

地方行財政の充実強化に関する決議（案）

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題への対応に必要となる財政需要が増加する一途にある。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、地方の行財政基盤を充実することが必要不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

３．年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

４．都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財源を削減しないこと。

５．「社会保障・税一体改革」の実現に向け、本年１０月に延期された消費税・地方消費税１０％への引上げを確実に行うこと。

また、全世代型社会保障への転換などを内容とする、平成２９年１２月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」については地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方と十分に協議をするとともに、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に必要となる安定財源を国の責任において確保すること。

６．消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると３割が地方の社会保

障財源であり、消費税軽減税率制度の導入に伴う減収分については、個人所得課税及びたばこ税の見直し、インボイス制度の導入などによることとされた財源確保対策を確実に実施し、地方の社会保障財源に影響を与えることのないようにすること。

７．地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

８．固定資産税については、市町村財政を支える安定した基幹税であり、都市基盤をはじめ企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するなど都市自治体の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とするとともに、平成３０年度税制改正において創設された特例措置については適用期限を以て確実に終了し、現行の課税制度を堅持すること。

９．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村、特に財源の乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源であり、また、１８歳未満や７０歳以上の者及び障がい者、国体のゴルフ競技、学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮して課税されていることから、市町村の財源確保のためにも、現行制度を堅持すること。

１０．社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含む社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策など増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。

１１．恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税の法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

１２．地方交付税のトップランナー方式については、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことから、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

１３．ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、国において地方特例交付金による全額補填措置などの財源措置を講じること。

１４．学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、

対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

１５．都市自治体において、大規模災害の発生への備えとして防災対策に取り組むことや、道路・都市公園・下水道・住宅等の総合的なまちづくりに、社会資本整備総合交付金を活用していくことが重要であるが、昨今、要求額に対して内示額が大幅に低くなっていることから、事業を円滑に推進するため、交付金の適切な配分と拡充を図ること。

１６．公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共的役割の観点から、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎え改築更新需要の増加が見込まれる下水道施設の改築について、社会資本整備総合交付金等の国庫負担金を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。

１７．循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)について、合併処理浄化槽の更新等を補助対象とするとともに、環境配慮型事業の要件緩和を図ること。

１８．地方創生の実現に向け、地域の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくためには、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続が不可欠であり、地方の主体的かつ継続的な取組を支援する「地方創生推進交付金」を総額確保し、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

１９．地方創生に不可欠な基盤である高速道路、リニア中央新幹線等をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。また、地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、さらなる地方への財政支援を行うこと。

２０.出入国管理法等の改正による新たな在留資格「特定技能」の創設に伴い、さらに多くの外国人材の就労・居住が想定される中、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人が安心して働き、暮らしていくための支援は喫緊の課題であり、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に示された施策を早急かつ確実に実施するとともに、環境整備や日本語教育のためのボランティアの育成・確保など都市自治体が行う各種事業に対して、国の責任により適切な人的・財政的支援措置を講じること。

２１．国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、さらなる国保財政基盤の強化を図るとともに、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

２２．国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

２３．介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる、持続可能な社会保障制度となるよう、必要な財源を確保したうえで、国庫負担割合を引き上げる等、保険料等の上昇を抑える対策を講じ、

制度の見直しを行うこと。

２４．これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置など、支援措置を国の責任において講じること。

２５．少子化対策の抜本強化に向け、不妊治療への支援の拡充、無利子奨学金の充実、多様な保育サービスの拡充などを図ること。

２６．小学生以上の子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として国の責任において、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を創設すること。

２７．子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、現物給付化実施のため福祉医療費全般において減額調整措置を廃止すること。

２８．社会的養護が必要な児童に対する施策について、児童養護施設退所後の自立支援、家庭的養護の推進するためには里親制度の普及啓発が課題であり、自立支援資金貸付事業の定着、児童養護施設退所後の子どもの相談支援、里親制度の促進、里親を支える人材確保等さらなる取組を充実するとともに、都市自治体独自の取組を推進する際の財政的支援を講じること。

２９．会計年度任用職員制度の導入に当たっては、処遇改善により新たに支給すべきとされた期末手当等において地方の財政負担が増大しないよう、地方財政措置を確実に実施するとともに、その規模や条件等の詳細を早期に示すこと。

３０．マイナンバーカードの普及に向け、個人情報の適正な取扱い確保について配慮しつつ、国が率先してマイナンバーカードの利用価値を高め、具体的な普及対策を講じるとともに、マイナンバー制度の今後の方向性を具体的に示したうえで、全省庁をあげて整合性のある取組を行うこと。

３１．我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

３２．豚コレラの発生原因と感染経路の早期解明に努め、感染の拡大を防止するため域限定した上で、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針第１３に規定される豚に対する緊急ワクチンの接種を実施するとともに、県及び市町村並びに農場が行う防疫対策の取組に対する支援の充実を図ること。また、豚コレラの発生農場に交付される手当金等に対する免税措置を実施するなど被害を受けた養豚農家の経営再建のための支援強化を図ること。

さらに、近隣国で発生しているアフリカ豚コレラなど家畜伝染病の検疫体制を充実・強化すること。

以上決議する。

令和元年５月１６日

東海市長会

決議案第２号

防災対策の充実強化に関する決議（案）

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．　国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。

２．南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

３．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダムや渓流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など支援措置を拡充すること。

４．浸食が進んでいる海岸について、下流への土砂供給を図る総合的な土砂管理対策を推進するなど、総合的な海岸保全対策を講じること。

５．平成３２年度で終了する緊急防災・減災事業債については、多岐にわたる個別の防災機能強化のため、適用期間を更に延長すること。

６．近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、各種交付金等を確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債に加え、地方単独事業に地方財政措置を充実するなど、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

７．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

８．災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

９．近年の豪雨災害を踏まえ、河川監視カメラの増設や地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

１０．富士山などの噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導する広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

１１．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

１２．原子力災害時広域避難計画の策定や実効性の向上のため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、関係機関との調整や財政支援を強化すること。

以上決議する。

令和元年５月１６日

東海市長会

ゴルフ場利用税の堅持を求める特別決議（案）

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の７割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の様々な行政サービス等に使用されているところである。

ゴルフ場所在市町村は、過疎地域や中山間地域がその約７５％を占めており、自主財源の乏しい地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

ゴルフ場利用税の廃止は、地方の貴重な自主財源を奪うこととなり、断じて許されない。

また、ゴルフ場利用税は、１８歳未満の者、７０歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

一方、ゴルフ場利用税を廃止し、これに伴う自治体の減収を国が交付金で補填するべきとの議論があるが、国民全体の税負担を財源とすることは、ゴルフをしない方を含めた国民全体の理解を得られるものではなく、国の財政状況によっては減額や廃止の可能性もあり、ゴルフ場所在市町村にとっての継続性のある財源としては考えられない。

また、ゴルフ競技がオリンピックの正式種目となり、2020年にオリンピックが東京で開催されることは、ゴルフ場利用税の必要性や合理性とは全く別の議論であり、オリンピックを口実にしたゴルフ場利用税廃止論は、道理に合わない。

よって、国においては、ゴルフ場利用税の現行制度を今後も堅持するよう強く要望する。

以上決議する。

令和元年５月１６日

東海市長会

5月15日開催東海市長会役員会にて
追　加　提　案　予　定

風しんの追加的対策に係る財政措置に関する特別決議（案）

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが、国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成３０年１２月１３日付で、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示されたところである。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、令和元年度４０歳～５７歳の男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、３年間、全国で原則無料で定期接種を実施すること、及びワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととされた。

そうした中、市区町村の費用負担に関しては、抗体検査については国１／２、市区町村１／２、定期接種については、費用の９／１０を普通交付税で手当てすることが示されているが、急きょ実施体制の整備や予算措置が必要となるなど、対応に苦慮しているところである。

この風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定して緊急的に追加された対策であることから、実施主体となる市区町村が短期間に着実に事業を進めるためには、国において特段の配慮が求められるものである。

よって、国においては、市区町村に財政負担が生じることがないよう、国の責任において必要な財源を確保されるよう強く要望する。

以上決議する。

令和元年５月１６日

東海市長会

防災対策の充実強化に関する決議（案）

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1．　国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。

2．南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

3．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダムや渓流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

　また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など支援措置を拡充すること。

4．浸食が進んでいる海岸について、下流への土砂供給を図る総合的な土砂管理対策を推進するなど、総合的な海岸保全対策を講じること。

5．令和２年度で終了する緊急防災・減災事業債については、多岐にわたる個別の防災機能強化のため、適用期間を更に延長すること。

6．近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、各種交付金等を確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債に加え、地方単独事業に地方財政措置を充実するなど、

国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

7．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

8．災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

9．近年の豪雨災害を踏まえ、河川監視カメラの増設や地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

１０．富士山などの噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導する広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

１１．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

１２．原子力災害時広域避難計画の策定や実効性の向上のため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、関係機関との調整や財政支援を強化すること。

１３．重要インフラが、近年の激甚化している自然災害時にしっかり機能を維持できるよう、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」の措置の継続により、事前防災対策の加速化を図ること。

以上決議する。

令和元年５月１６日

東海市長会